

5類感染症移行後のコロナ対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症は、法律上5類感染症に位置付けられたことを受け、本校での感染症対策について「変わらないこと」「変わること」を中心にお知らせいたします。

(1) 平時の感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザ等をはじめ、一般的に従前から行われてきた感染対策の基本・柱としての「**適切な換気**」「**手洗い**」を**継続**していきます。
- ・従前から行われてきた健康観察（登校後すぐにタブレット入力）は継続します。
- ・一方「毎朝家庭で検温をし、学校に報告すること」「水洗いによる手指消毒が困難な際に行われてきたアルコール消毒」は不要となります。

(2) 感染流行時における感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて「マスクの着用を促す」「身体的距離を確保する」「近距離・対面・大声での発声は控える」等の措置を一時的に講じることがあります。

(3) 生徒が感染した場合の対応

- ・発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで「出席停止」となります。
- ・発症から10日を経過するまでは、当該生徒にはマスクの着用を推奨します。

(4) 同居家族が感染した場合の対応（濃厚接触者の特定の廃止）

同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒について、行動制限及びその協力要請は行われませんので、出席停止の対象とはなりません。学校への連絡も不要です。不安がある場合は学校に相談ください。

(5) 体調不良の場合の対応

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようしてください。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難ですので、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。

(6) よりよい発達・成長のために（長期的展望）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」(文部科学省)によれば、今回の5類移行によって「これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります」とあります。今後の学校教育活動については、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、真に必要なものを検討した上で知恵と工夫を出し合って学びを進めていきたいと考えております。

マスクについても、引き続き着用を求めないこととなっております。今後は「教育的意義」の観点から、よりよい発達・成長のために「**お互いの顔・表情を見て活動することの大切さ**」を学校が伝えていくことも欠かせないと考えております。ご家庭でのご理解・ご協力をお願いいたします。

※生徒には、上記の内容を中心に「三方中学校 新たな生活様式 2023.5Ver.」として、指導・確認していきます。